

令和2年度 愛知地方労働審議会 労働災害防止部会

日 時： 令和2年12月11日（金）午後12時58分～2時00分

場 所： アイリス愛知 コスモス 2階

議 題： ① 労働災害防止部会長及び部会長代理の選出について

② 第13次労働災害防止推進計画中間報告について

③ その他

出席委員： 公益代表 柴田 英治（部会長）

小野木 昌弘

労働者代表 安藤 知子

舟橋 史洋

使用者代表 谷澤 有華

山本 衛

欠席委員： 公益代表 小野 万里子

【恩田監督課長】 定刻より少し前でございますが、皆様おそろいですので、ただいまより令和2年度愛知労働地方審議会労働災害防止部会を開会させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、当部会に御出席いただき誠にありがとうございます。私は、当部会の事務局を務めております愛知労働局労働基準部監督課の恩田でございます。本日は当部会の委員指名後、初めての部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、司会進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況についてです。小野委員が本日所用のため御欠席となっておりますが、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用されております同令第8条第1項の規定により、委員の3分の2以上、または各側委員3分の1以上が出席されておりますので、定足数を満たしております。したがって、本会は有効に成立していることを報告させていただきます。

また、本日の会議次第及び資料につきましては、お手元にお配りしてございますので、御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、労働基準部長の岡田より御挨拶申し上げます。

【岡田労働基準部長】 労働基準部長の岡田でございます。よろしく願いいたします。

本日は御多忙のところ、労働災害防止部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から労働災害防止の取組に御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

失礼ですが、着座にてお話しさせていただきます。

当部会につきましては、愛知労働局における労働災害防止対策の取組を御審議いただくために設けられているものでして、前は平成30年2月に、平成30年度からの5か年計画であります第13次労働災害防止計画の内容について、策定時に御意見をいただいたところでございます。本年はこの13次計画の中間年に当たりますが、本日はこれまでの取組の結果について報告し、その検証と令和4年度までの方向性について御審議いただきたく、本部会議を開催する次第でございます。

第13次計画における現在の状況につきましては、詳細は本日の資料にあるとおりで、全体状況といたしましては、特に死傷災害について増加傾向にあり、目標達成、10%減という達成が非常に困難な状況になっているという状況でございます。災害の内容を見ますと、依然として基本的な安全確認や安全動作が徹底されずに、定められた作業手順を守らずに省いてしまってけがを起こしてしまう、また、あるいは作業内容とか作業環境に応じた安全対策が取られることなく災害を起こしてしまう、こういったものが多く見られるというところでございます。

このため、愛知労働局といたしましては、リスクアセスメント等の考え方に基きまして、やはり絶対安全はあり得ないというスタンスの中で、危なさと向き合って自らの職場にある危険性、有害性というものを正しく理解し、その危なさに応じた実効性のある対策を講じていくといった、科学的な労働安全衛生管理の普及に取り組んでいるところでございます。この取組による一定の成果も表れているところもございまして、後ほど御説明させていただきます。御審議いただければというふうに思っております。

また、さらに災害発生件数の増加が続いております小売業等の第三次産業につきましては、やはり少人数の店舗とか施設におきまして、単独での安全衛生管理等がなかなか難しい状況にあります。こういったところにつきましては、やはり本社等、基幹となる支店等において、各店舗や施設と一体となった安全衛生管理に対する体制整備、または教育の実施が図られるよう、今後は企業単位での安全衛生対策、教育の充実に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、本日の最後になりますけれども、13次計画の目標見直しについても御提案させ

ていただきたいと存じます。先ほど申しましたとおり、死傷災害については10%減ということで、全国目標の5%の2倍のもともとの目標設定をしております、非常にチャレンジングでしたけれども、コロナも含めまして、計画策定時には予見し難い状況も発生したことから、これらを踏まえた実行可能な目標として、その達成に向けて、実行可能な目標にまず見直しさせていただいた上で、その達成に向けて全力で取り組みたいという思いから、今回あえて提案させていただきました。

以上の点を踏まえまして御審議いただきまして、残り2年弱でありますけれども、13次労働災害防止計画をより実効性のあるものとして運用していきたいと考えておりますので、短い時間ではございますが、皆様方の忌憚のない御意見、御提案をいただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 続きまして、資料第1号を御覧ください。

労働災害防止部会の各委員につきましては、令和2年8月26日付けで愛知地方労働審議会会長より指名がなされております。私のほうから名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、御挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願いたします。

まず、公益代表、小野木昌弘委員。

【小野木委員】 中日新聞社の小野木です。どうぞよろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 小野万里子委員は御欠席ということでございます。

柴田英治委員。

【柴田委員】 愛知医科大学の柴田と申します。よろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 労働者代表、安藤知子委員。

【安藤委員】 UAゼンセン全ユニー労働組合、役職名が変わりまして、中央執行部副委員長になりました安藤知子と申します。本日はよろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 舟橋史博委員。

【舟橋委員】 皆さん、こんにちは。全トヨタ労連の舟橋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 使用者代表、谷澤有華委員。

【谷澤委員】 株式会社デンソーの谷澤と申します。よろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 山本衛委員。

【山本委員】 愛知県経営者協会の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【恩田監督課長】 皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

本部会の審議及び議事録につきましては原則公開とされております。本部会の開催につきまして、11月27日に公告をしたところですが、傍聴人の希望がなかったことを報告させていただきます。

それでは、議事に入ります。

議題1、労働災害防止部会会長及び部会長代理の選出についてでございます。

資料第2号を御覧ください。部会長の選出について、地方労働審議会令第6条第5項により、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっております。また、部会長代理の選出については、地方労働審議会令第6条第7項により部会長が指名することとなっております。

まず、部会長の選出ですが、どなたか御推薦いただけませんかでしょうか。

【小野木委員】 柴田委員にお願いしたいと思ひます。

【恩田監督課長】 ただいま柴田委員を御推薦いただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【恩田監督課長】 ありがとうございます。それでは、柴田委員に部会長をお願いしたいと存じます。

【柴田部会長】 今御指名いただきました愛知医科大学の柴田でございます。

私自身は専門は労働衛生学でありまして、有害物による健康影響とか、それから最近は中小企業、特に小規模事業場、50人未満の事業場は産業保健サービスの手が行き届かないということで、それをカバーするような仕組みをどうしたらいいかということを生懸念考えているところであります。

本部会は労使双方から代表的な方々がお集まりいただきまして、それぞれの御意見を頂戴して、よりよい労働安全衛生政策を立案していくという非常に大事な会になっております。ぜひ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

簡単であります、以上で私の挨拶といたします。

【恩田監督課長】 ありがとうございます。

では、部会長代理の指名以降につきましては、柴田部会長に議事進行をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

【柴田部会長】 それでは、部会長の代理ですけれども、私のお隣にいらっしやいます

小野木委員にお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田部会長】 それでは、よろしければ、事務局のほうで代理の名札を置いていただけますでしょうか。

それでは、小野木委員から、部会長代理として御挨拶をお願いいたします。

【小野木委員】 中日新聞社の小野木と申します。

今年は本当に年明けからずっとコロナ、コロナの1年でした。今日も何かG o T o事業の延期が、あるいは一旦停止が検討されているようです。いろんな分野に新型コロナウイルスの感染拡大が影響していて、恐らくこの部会が所管する労働災害についても何らかの影響を及ぼしているのではないかとも思われます。

先ほど部長は、この部会には目標見直しという提案がなされると言われました。大変難しい局面に、コロナも含めて様々な要因もあると思います。原因をしっかりと究明し対策を考え、そして目標を新たに設定するという作業が、理想ですが、できればいいかなとは思っています。どうぞよろしくをお願いします。

【柴田部会長】 ありがとうございます。

それでは、今日の議事に入りますけれども、議事録の署名の件です。

資料3に地方労働審議会運営規程というのがあります。これの第7条で第6条第1項を準用するという規定があります。7条の1行目から2行目にかけてで、本部会の議事については議事録を作成するということ、それから、議事録には部会長、私自身と、部会長が指名した委員2名が署名することになっています。

それで、本日の議事録署名委員を、労働側は安藤委員、それから、使用者側は谷澤委員にお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【柴田部会長】 それでは、議事に入ります。

議題の2、第13次労働災害防止推進計画の推進状況について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【近藤安全課長】 安全課長の近藤でございます。着座で失礼いたします。

私からは、資料5と資料8を使い御説明いたします。なお、資料5につきましては事前に送らせていただいておりますが、これは13次防の中間まとめをしたものであり、かなり詳細に作っています。そのため、本日はポイントのみをまとめた資料8を中心に御説明い

たします。なお、13次防の目標については、資料5の表紙にあるものが愛知労働局における目標でございます。

資料8を1枚めくっていただき、資料8の2ページのところに赤色、青色の枠がついたものがあります。これですら簡単に御説明すると、死亡災害につきましては全産業において39人以下ということを目指していますが、残念ながら初年度から今年にかけて目標は達成できていません。さらに製造業及び建設業において、毎年6人以下という目標を立てていますが、既に今年において目標を超えています。その下に休業4日以上死傷者数という枠があり、ここで、まず全産業として10%減少、5年たったときには6,750人を6,000人とするという目標を立てていますが、残念ながら平成30年5.4%増、令和元年3.5%増、さらに今年、ここに書いてあるように「5,011」という数字からその下、全部同じですが、10月末時点の速報値で「5,311」ということで、例年の状況からいけば、前年同期比でこれは300件程度増えていきますので、昨年よりもさらに増ということになります。製造業と建設業において、それぞれ挟まれ・巻き込まれ災害及び墜落・転落災害の減少を目指していますが、これはおおむね目標を達成できています。その下、全産業における転倒災害について、これも平成29年1,514人よりも少なくするという目標を立てていますが、残念ながら目標を達成できておらず、本年も達成の見込みが困難な状況です。陸上貨物運送事業も同様です。目標に対して増加の状況です。小売業につきましては、昨年一旦目標に向かったのですが、今年、現状は昨年よりも増えていますので、これもなかなか困難、難しい状況にあります。その下、社会福祉施設ですが、これが最も取組が難しい状況で、増加率が高く、結果的には30年14.6%増、令和元年23.4%増、さらに今年は昨年よりも現段階で4割ぐらい増です。大変困難な状況です。飲食店においては下がったり上がったりですが、平成29年並みの状況が現状です。

そのような状況の中、めくっていただき3ページのところですが、ポイントを幾つか御説明したいと思います。

まず、外国人労働者の災害防止対策ですが、資料5の10ページを見ていただくと、外国人に関するグラフをつけています。一番下の②のグラフを見ていただくと、製造業、建設業、農林畜産、水産業において、死傷災害数の割合が10%を超えているような状況にあります。外国人労働者は増えており、これに対して労働局としては、日本人同様の安全管理対策が講じられるよう、本人の言語の問題も含め、各事業場に安全管理の取組を指導しているところですし、さらに教育であるとか資格の必要な講習、これについても多数の

国の言語で資料を用意し、その技能向上を努めています。

続きまして、その下、高年齢労働者ですが、65歳までの就労が義務化されており、さらに70歳までの就労確保ということが今後、予定されているところであり、高年齢労働者の就労数はどんどん増えています。そのような中で、現実には高年齢労働者の被災者の割合が増えており、これに対して、資料7でパンフレットを参考までにお配りしていますが、本年3月に厚生労働省が、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」、いわゆる「エイジフレンドリーガイドライン」を作り、これを中心に、全ての業種に対して高年齢労働者の労働災害防止について取組をしています。なお、この点に関し、先ほど高年齢労働者の就労確保のお話を申し上げましたが、これは労働局の安定部門の役割でございますが、労働局一体として取組を進めているところです。

めくっていただき、4ページになります。資料8の4ページになります。

転倒災害に関して、休業4日以上災害件数の中で23%前後で最も多い事故の型となっています。また、年齢で見るとやはり高年齢労働者が多くなっており、さらに男性よりも女性のほうが圧倒的に多いという傾向が出ています。詳細な分析につきましては資料5の14ページにつけてありますが、中には、何もつまずくものがないのに転倒するというのもかなりの数実際あるところです。これに対し、「ストップ転倒災害」として従前より取り組んでいますが、引き続きこの取組を続けていくこととしています。

その下、社会福祉施設ですが、実はこれは申し上げた高年齢労働者と転倒災害とかなり共通する問題であり、縦軸、横軸のような関係があります。社会福祉施設が増加し、そこで就労する労働者も大変増加しているのですが、特に高年齢労働者が他の産業から社会福祉施設へ移ってくるという雇用の移動もあり、社会福祉施設、先ほど申し上げたとおり、昨年比で4割という非常に大きな災害の増加となっています。事故の型で見ると、転倒とか無理な動作、動作の反動、腰痛などが多く、それぞれが社会福祉施設における災害の約3分の1ずつを占めているところです。これに対しては、自治体とも連携し、先ほどの「エイジフレンドリーガイドライン」の周知も含め、転倒予防なり、高年齢労働者それぞれの個々の特性に応じた対策を進めるよう取組をしているところです。

次に、資料5につきまして、資料5の一番後ろ、43ページを開けていただけますでしょうか。

先ほど部長が申し上げましたが、13次防の目標の変更について御説明させていただきます。

43ページの(1)からですが、(3)のところに13次防前半、平成30年、令和元年の雇用職場環境を振り返ったときに、愛知県におきましては、これは全国と同様ですが、高年齢労働者の就業数が増加しており、令和元年は平成29年と比較し65歳以上の就業者数が16%増加し、それに伴い60歳以上の方の死傷者数も4.1%増加ということで、60歳以上の方の災害の中で占める割合が25%を超える状態となっております。また、外国人労働者の増加についても先ほどお話ししたとおりです。さらに、社会福祉施設の状況についても先ほどお話しした状況です。さらに加えて、本年におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業場における災害防止活動が大きな制約を受け、各事業場が実施している安全衛生に係る会議や研修などが中止、縮小を余儀なくされ、十分な安全衛生活動や安全衛生教育が行われていない現状があり、43ページ下、3行目ですが、3密回避の中で安全衛生の確保が図りにくい状況が起きております。

めくっていただき、44ページの一番上③、一時、企業の生産活動の中止、建設現場での休工などがあり、これを取り戻す過程で一部集中した業務が行われていること、あるいは、④にあるとおり、医療業において積極的にコロナ感染者を労災認定しているということもあり、当初の10%減という目標が大変達成困難な状況にあります。

よって、(4)以下になりますが、第12次防では15%削減を目標にしていたところ、13次防では10%減としていましたが、今回中間の見直しにおきまして、5%以上減という形で目標を変更したいと考えています。これについても御審議、御意見をいただければと思います。

以上です。健康課長に代わります。

【山田健康課長】 続きまして、健康課でございます。

資料8の5、6ページが健康課所管でございます。安全課分では左側が労働災害発生状況等となっておりますが、健康課分はその性質に鑑み、現状と問題点というふうにしております。右側は同じでございます。資料5では30ページの下段からとなりますので、併せて御覧いただけたらというふうに思います。

まず、過労死等の防止とメンタルヘルス対策でございますが、この2つは関連する部分が多いため、併せて説明させていただきます。

現状は、左側にありますように、昨年、30人から49人のところにアンケートをしたのですが、メンタルヘルス不調者が非常に多かったことが認められ、業種別では特に第三次産業で多かったことが認められております。

右側の目標でございますが、まず過労死ですが、健診結果が有所見であったものの医師の意見聴取、事後措置、超過勤務が1か月80時間超えの長時間労働者に係る医師の面接指導、意見聴取、事後措置の確実な実施等の徹底を目標としております。

メンタルヘルス対策につきましては、メンタルヘルス対策推進計画5か年計画に基づく対策を推進しております。先ほどの昨年のアンケートで50人未満の事業場で低調である事実も認められたため、メンタルヘルス対策推進計画を一部変更いたしまして、50人以上の義務事業場は当然ですが、50人未満の努力義務事業場に対しても、ストレスチェック制度についての理解浸透及び取組促進を行うということを目指しております。

現在の施策ですが、過労死等につきましては、監督部署による長時間労働抑制のための指導と連携して、安全衛生部署においては、精神障害に関する労災支給決定が行われた事業場へのメンタルヘルス対策の特別指導等を実施しております。とりわけメンタルヘルス対策につきましては、ここにある心の健康づくり計画の策定、4つのケア、それからパワハラ防止も含めて推進しています。50人未満につきましては、より強化ということでリーフレット等をホームページに掲載しております。不調者の多い業態を重点に推進しています。

次に、腰痛対策でございますけれども、現状、左のとおり、職業性疾病全体の6割程度を例年腰痛が占めており、ここに書いてある業種が非常に多いということで、目標と現在の施策ですが、災害発生の多いこういった業種を重点対象とし、指針の周知徹底等を図っております。それから施策ですが、数多くのリーフレットを作成してホームページ等で掲載して周知するとともに、その数も多くてかえって分かりにくい面もあるかもしれませんので、独自に新たなリーフレット、QRコードを介して各種リーフレットに取り次ぐリーフレットも独自に作成して周知しているところでございます。

続きまして、最後の6ページを御覧いただきたいと思います。

治療と仕事の両立支援ですが、現状は、これは全国的なものでございますが、このような状況があります。少子高齢化、労働者の高齢化というのも背景にございまして、両立がますます必要になってくるということでございます。

目標につきましては、ここにあります推進チームの関係機関相互の情報共有などの連携を強化しております。併せて、目標ですが、ガイドラインの周知、啓発を行っております。大変恐縮ですが、ここはミスプリントがございまして、「仕事と職業生活の両立支援」ではなく、「治療と仕事の両立支援」のためのガイドラインでございます。

治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を行っているところです。このチームの会議の協議によって、周知啓発用のリーフレット、これも愛知局独自リーフレットを作成して、多数配布、周知しています。

それから、両立支援カンパニー認証制度というものをA I C H I W I S Hに連動させて始めたわけですが、A I C H I W I S Hが終了となった関係で、歩調を合わせてこれは終了ということになっております。

ポイントとしては、勤務制度、休暇制度の整備、医療、産業保健、労務管理等の基本的知識を備えた両立支援コーディネーターの育成等についてのきめ細かな説明等を実施しているところです。

最後になりますが、化学物質、石綿粉じんについて説明させていただきたいというふうに思います。

現状問題点は左側にあるようなことであり、化学物質、粉じんにつきましてはそれぞれ5か年計画に沿って、目標として5か年計画に基づく対策を推進しているところです。

石綿につきましては、ここにあるような適切な措置の指導等を重視して目標として掲げております。なお、化学物質につきましては、溶接ヒューム等の特化則の改正ということで、これの周知が非常に重要なポイントでございまして、現在一丸となってこの周知に取り組んでいるところです。石綿につきましても、左側の周知が非常に必要という現状も踏まえまして、右側の下から2番目ですが、事業者が管轄以外の監督署の主催の説明会にも出席できる相互参加の体制を整備中でございます。

粉じんにつきましては、引き続きこうしたものについての指導を徹底してまいります。

あと、コロナ関係についてですが、13次防の策定するときには想定できなかったわけですが、労働局健康課としては、いわゆるチェックリスト、資料6につけておりますけれども、このチェックリストを活用していただくように周知、要請をしているところです。

4月6日に60団体に要請して、今回11月27日版、このバージョンの改定を機に、再度60団体に要請したところでございます。

以上でございます。

【柴田部会長】 どうもありがとうございました。

今、第13次労働災害防止推進計画の推進状況について御説明いただきました。

それでは、ここから質疑に入りたいと思いますけれども、各委員から御意見、御質問等ありましたら積極的にお願いいたします。

それでは、私のほうからよろしいでしょうか。

多分これだけ多数の高齢労働者が職場に入って働くという状況は史上初めてではないかと思うんですね。特に60歳を過ぎると様々な運動機能、それから精神・神経機能が衰えてきまして、先ほど私、御説明の中でなるほどなと思ったのが、何にもないところでつまづくというやつですね。普通、段差でつまづくものですがけれども、何にもないところでつまづくということがある。そうなると、例えば手すりを準備しておけばいいんじゃないかということでもなさそうだという話になってくるわけですね。

以前、愛知労働局が制作された転倒予防体操ですが、腰痛防止という意味もあるんですけど、体操そのものが体を慣らすという意味で、運動する、様々な職場の運動に自分の体を準備させるという意味があるので、ああいったことも普及させるということも大事ではないかということなんですね。だから、ハード面とともにソフト面も、高齢労働者については今後工夫していく必要があるだろうというふうに思いました。高齢労働者をどうするかということについては、実はあまり研究は進んでいないんですね。今後はぜひともいろんな現場からの積極的な御報告を受けながら、よりよい対策を考えていくべきではないかというふうに私自身は思った次第であります。

ほかに御意見はありませんでしょうか。

山本委員。

【山本委員】　　ここ数年のやはり労働力の高齢化が労災の増加の原因となっているのかなど。先ほど資料7を少し拝見しておりまして、高齢者はなかなか自分の判断能力でありますとか体力の衰えに気づきにくい傾向があるのかなと思いますので、例えば再雇用の切れ目切れ目で、必ずこういうチェックをやっていただくような指導なんかが効き目があるのかなというふうに考えております。

あと、今年は突然のコロナで人の動きが全然変わってしまったのですがけれども、ここ数年は愛知県というと2倍近い求人率で、非常に人を雇うのに苦勞を各業界がしていたということで、勢い、不慣れな方が現場作業などをやっておけがをされたりというケースが多いかなと思いますので全部やると効き目があるというのも分かるのですがけれども、特に死傷者の多いところに何か絞って、外国人が多いのか、あるいは高齢者なのか、それとも業種で絞って注力するとか、満遍なくやるということではなくて、ポイントを絞って対策を打たれていってはいかがかなと、そんなふうに感想を持っております。

私からは以上です。

【柴田部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、舟橋委員。

【舟橋委員】 舟橋でございます。2点でございます。どちらも関係するといえれば関係しますが。

高齢者の方の話、先ほど来出ていますけれども、大きい会社ですと、やっぱり年取る前に体力を低下させない、向上は難しいかもしれないですけど、できるだけ体力を維持するために、社内に体力づくりができる施設を持っていたりとかできるのですが、なかなか小さい会社の経営の方に話を伺うと、そんなのはとてもじゃないけどつくってられないとかというのがありますし、あとは外国人の話もそうなんですけど、より中小の会社ほど外国の方に頼らなきゃいけないというのが実態で、でも、作業の要領書とか標準書とかというのも基本は日本語です。それを、安全も品質も様々な面からきちっと母国語に応じたのを準備しなきゃいけないということで進めてくれている経営の方はたくさんおみえですけれども、やはり多分そういうのってお金もかかるのかなと。そういう体力づくりの施設なりもそうですし、母国語に直すそういう各種帳票類もそうでしょうし、そういった、こういうことをぜひやりましょうというのももちろん大事ですけど、やるに当たって金銭的に何か支援的なのを、国とかそういうところからやるというような、そんなこともされているんでしょうか。

以上でございます。

【柴田部会長】 それでは、今のは御質問ということで、何かお答えありますでしょうか。

【岡田労働基準部長】 御質問ありがとうございます。

何点か御質問いただきましたので、まず私のほうから、高年齢労働者の対策ということでお話しさせていただきます。

先ほど柴田先生からもお話がありましたけれども、やはり高年齢者の特性といたしましては、身体機能の低下でありますとか俊敏性とか持久性、筋力の低下ということで、つまりいても、やはりけがの度合いが非常に大きい、回復までに時間がかかるといったところがございます。やはりこのため、対策といたしましては、エイジフレンドリーガイドラインが今年3月に策定されましたので、それをまず周知、啓発をしているところでございます。ガイドラインの中身としては、まず1点目はハード面、身体機能の低下を補うための

施設や設備を導入する。段差の解消でありますとか照明を明るくしたり、滑らない手すりをつけたり、作業台をつけたり、そういったハード面の対策をするということと、また先ほど山本委員からお話がありましたけれども、高年齢労働者の体力はかなり個人差がありますので、体力のチェックを小まめにやっていただきまして、体力に応じた作業内容の見直しなどを、各職場で進めていただくようお願いをしております。

【近藤安全課長】 少し私からも御説明したいと思いますが、まず、再雇用時等における高年齢者の方のいろいろな周知ですが、先ほど申し上げたとおり、職業安定部門で高年齢者の就労場所の確保をやっており、このエイジフレンドリーガイドラインに関しては、ハローワークの高年齢者の紹介部門や、高年齢者の就労を支援している障害者高年齢者機構という外郭団体でも周知をしています。高年齢者に対して、さらに高年齢者を雇用する中小事業者に対してこれを周知するという取組を今始めようとしているところです。

また、山本委員から御指摘いただいているとおり、重点を絞った取組については、私どもも限られた体制の中でそこは十分に考えて、引き続きやっていきたいと思っています。

また、外国人に関して、技能講習だとか安全教育のテキストについては、複数の言語で昨年、今年と準備いたしまして、今周知を図っていますし、業種別ですが、教育用のビデオみたいなものを外国語版で幾つか作りまして、厚生労働省のホームページでもそれを利用いただけるように今周知を図っているところです。またお知恵があればそれもいただいて、引き続き推進してまいりたいと思います。

【山田健康課長】 続きまして、健康課でございます。

先ほど腰痛の話もございましたので、腰痛に関して申し上げます。

腰痛対策として、人的なものはもちろん必要ですが、それ以外に、省人力化といいますか、いわゆる機器によるアシスト、例えばアシストスーツとか、そういったものの使用も重要かと思えます。

介護施設であれば人材確保等支援助成金の介護福祉機器助成コースというのがございまして、例えば、離床業務、つまり老人の方を抱き抱える業務のときにアシストするもの、また、入浴時のアシストスーツ、アシスト機器、そういったものの導入を助成金で促進して、それを腰痛対策にもつなげるということをやっております。

それから高齢化についてですが、今若い人も将来高齢になって、もっと高齢化の人口比が増えるわけですが、そういったことも見据えて、THP、トータルヘルスプロモーションプランがこの3月末に改正され、これまでの有所見者だけを中心としたハイリスクアプ

ローチだけでなく、将来を見据え、若くて元気な人も含めた集団全体の底上げを行う観点、いわゆるポピュレーションアプローチを盛り込んで、長いスパンで将来の高齢化にも備えていこう、若いうちから健康づくりをやっていこうということも併せて行っているところでございます。

【柴田部会長】 よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見。

どうぞ。

【小野木委員】 今出ている話とダブリがあるかもしれませんが、高齢者の雇用に関して、普通の一般的な会社よりも高齢者の比率がすごく高くて、それで、ちゃんとうまくいっている会社ってたくさんあるようで、多分、厚生労働省さんの外郭団体、ポリテクだったかな、例えば高齢者の雇用がうまくいっている、たくさんいるけどよくやっているという会社なんかを冊子なんかで紹介されていますよね。それで、恐らくそういう企業、会社は業種によって差があるかもしれませんが、今言われているような労働災害も減らすような具体的な工夫、そういったことをなさっているんじゃないかと思います。今手元にその冊子がないので細かいことはよう言いませんけれども、今部長たちがおっしゃったガイドラインの内容とかそういう話もちろん大事だと思うんですけども、そういう試みもされているとは思いますが、実際に携わっている企業の担当者の方のアイデア、そういったものもたくさん取り入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

それからもう一つ、全然毛色が違いますけど、新型コロナの蔓延で経済活動が停滞をして、自粛をしたりテレワークをしたりということで、本来なら労働災害って減るんじゃないかというのが素人考えです。ただ、先ほどの社会福祉施設等、高齢化の進展とともに増えているところ、全体的に減ってはいないということなんですけども、減らすことができる業種とできない業種があるということなんだと思いますけれども、その辺の相関関係がもし分かったら教えていただきたいと思います。

取りあえず以上です。

【近藤安全課長】 高齢者の活用の事例につきましては、私どももふだんより企業も回っておりますので、今いただいた御意見を踏まえ、引き続き、高齢者の活用の安全衛生も含めた事例について収集に心がけたいと思いますし、いい事例があれば、企業の御了解の下、それを横展開させていくように考えていきたいと思います。

また、コロナの労働災害への影響ですが、実は1月以降、毎月600件前後の休業4日

以上の死傷災害が起きております。少し凸凹はあるのですが、大体600件前後なんです
が、5月に限っては100件減っております。中身的には製造業と道路貨物運送業が減少
しておりますが、6月には戻っております。5月に限ってコロナによる生産活動の停滞の
影響が出たのですが、それ以外の月は、愛知県においては見受けられない状況にあります。
また、飲食店においてもかなり、営業時間の短縮とか言われていますが、労災の数字とし
ては去年と今年、あまり変わっていない現状にあります。

【小野木委員】 それはなぜだと思われませんか。推測で結構ですけど。

【近藤安全課長】 愛知県における産業活動が、恐らく影響がない、産業活動の停滞は
それほどなかったというのが実際ではないか、5月を除いてというふうには見ています。

【岡田労働基準部長】 若干補足させていただきますけれども、コロナで労働災害が増
えているというのは愛知だけの話では実はございまして、全国的にも1.7%、昨年よ
りも増えているという状況で、愛知は6%なので増え方が若干顕著ではあります。実際、
なぜコロナ禍で労災が増えるのかということについては、まだそういった調査等が行わ
れていませんので本当に推測でしかありませんけれども、やはり1つは、今回の見直しの
理由ということで挙げさせていただきましたが、安全衛生活動自体がやはり企業内の中で
少し停滞しているのではないだろうかと思われまして。

また、あと作業の仕方、社会福祉施設なんかでは一回一回消毒したりして、手間が増え
たり、あと、3密回避するために作業の方法、作業の仕方自体を変えてしまって、その変
更に対しての安全性というのはまだ確立されていないとか、あと、介護労働者について言
えば、コロナの方を抱き抱えるに当たって体を密着させないといけないところ、離しがち
になってしまって腰痛になってしまうとか、そういういろいろな複合的な要素がありまし
て、一概には言えないとは思いますが、そういった側面は若干あるのではないかな
というふうに考えております。

【小野木委員】 そうすると、3月にできたガイドラインとは別に、コロナがいつまで
続くか分かりませんが、コロナ対応の何か、今部長がおっしゃったようなことを踏
まえた対策づくりなんかも必要なんじゃないでしょうかね。

【岡田労働基準部長】 おっしゃるとおりだと思いますけれども、まずは事例の蓄積が
できていないと思っております。愛知労働局でも、労働災害を分析等して傾向が分かっ
てきましたら、対策を迅速に取っていきたいというふうに考えております。

【柴田部会長】 今お話がありましたけれども、コロナで通常の労働衛生活動に新たな

負荷がかかったというか、私が産業医として関わっている会社でも、安全衛生委員会の議題の半分ぐらいがコロナ関連で占められちゃって、通常の議論ができなくなっているというというようなことがあって、安全衛生上の周知といいますか、注意喚起というのが若干おろそかになってしまっているのかもしれない。だから、コロナの影響ということと言えますとそういう面も見ないといけないかもしれませんね。

ほかに御意見、御質問ありませんでしょうか。

御発言のない、御指名で大変申し訳ないのですが、それでは、安藤委員、お願いいたします。

【安藤委員】 先ほど小野木委員のほうからもありましたけれども、今回目標を、休業4日以上死傷者数の目標を10%以上減少から5%以上減少に修正をしたいということなんですけれども、確かにコロナ禍の中で、またなかなか先行き不透明なこともあって状況が見えないところではあると思うのですが、まだ実際の終了のところまであと2年ある中で、このタイミングでなぜ決められたのかということをお伺いしたいかと思えます。

【近藤安全課長】 資料5の先ほど御説明した部分の43ページ、44ページのところになりますが、(3)のところに幾つかその理由を書いています。現時点でほぼ、10%という目標を掲げていても達成の見込みがないということが実情であり、であるならば、中間年の今年において、今までの2年間を振り返ったときに、今後、大変ではありますが、一定現実可能なレベルに目標を変更し、我々も心機一転、目標達成というところに向かいたい。10%ですと、ある意味、何をやっても届かない感じであり、本省が5%というところを大きく掲げているところ、愛知としては意気込みも込めまして、さらにもっと削減したいということで頑張ってきましたが、やっぱりこのまま難しい目標を掲げているよりも、実際に射程、見えるところで全国に数字を合わせたところで立て直しを図りたいということです。個々の理由は先ほど部長が申し上げているところもあります。

【岡田労働基準部長】 若干補足しますと、現場の監督署のモチベーション維持という面も若干あるのですが、言わば達成可能な部分に今回見直しさせていただきました、そこに向けて、5%でも実は厳しいと考えておりますけれども、全力で2年間頑張っていきたいという思い、前向きな思いを込めまして、今回あえて変更させていただきたいということで御提案させていただきました。

【小野木委員】 5%とか10%という数字は誰のための数字なんですか。何のための目標。今の部長がおっしゃった内容だと、何となく行政側のモチベーションのための数字

とおっしゃったのですが、やっぱり働く者のための数字ではないのでしょうか。

【岡田労働基準部長】 おっしゃるとおりでございます。5%とか10%とかという目標は本来おかしくて、労働災害はゼロにしなければいけないというのが大前提でございます。しかしながら、現実には毎年7,000人ぐらいの方がけがをしているところをいきなりゼロにはできませんので、今回が13次防ということで、65年ぐらいかけて徐々に減らしてきております。長期的スパンの中で減らしてきている中で、今後の5年間の目標としてここまで減らしていきたい、そのために何ができるでしょうかというのを我々が考えていくと、もちろん行政のためではもちろんないですし、労働災害に遭われる方を少しでも少なくするというためにやっているわけですが、やはり目標があったほうがいいということもありまして、毎回決めさせていただいているということでございます。

【柴田部会長】 谷澤委員、何か御意見ありませんか。よろしいですか。

それでは、どうぞ、安藤委員。

【安藤委員】 先ほどおっしゃっていただいたように、なかなか特効薬というものがないうちではありますので、5%という目標に変更するというのもありだと思いますが、次々と目標値がだんだん下がって行って、もう次5%、次3%ということがないようにだけお願いをしたいなと思います。

【柴田部会長】 それでは、谷澤委員、お願いします。

【谷澤委員】 もう既に皆さん議論されている内容ではあるのですが、これから多分高齢化で、未曾有のシニア社会というのをみんな初めて経験していくと思っています。雇用延長が入ってきていろんな雇用の多様化はあると思うのですが、そうするとして、職場の中でシニアの方が占める割合というのは、恐らくこれから10年から15年ぐらいでピークを迎え、職場の2割、3割、あるいは職場によっては4割とか、そういった比率で高齢者の方が出てくると。その現実を何かしっかり受け止めなきゃいけないんだと、今日のお話を聞いていてすごく思いました。

ハード面でいろんな施策を打っていくというのは当社もいろいろ考えていたりもするのですが、やはりお金の面と時間の面、非常に課題も高いんだろうなと。ただ、数を見てみると無視できないなというふうにも思っております。当社の事例で恐縮ですが、やはり先ほど柴田さんがおっしゃったような、例えば朝のラジオ体操であるとか、40を迎えたときに自分自身で健康を考える日というのがございまして、そういった面で、ソフト面で自分自身が気づいて気をつけるということが基本的な多分一番大事なことなのではな

いかなと思いましたが、先ほど好事例という話もありましたが、ぜひそういうソフト面はますます強化をしていただけると大変ありがたいなと思います。

以上です。

【柴田部会長】 ありがとうございます。

議論も尽きないと思いますけれども、おおむね14時ぐらいまででということなので時間も制約がありますので、この辺で議事、ひとまず区切りにしたいと思います。

各委員からいただいた御意見を踏まえて、効果的な対策を推進できるようにお願いをしたいと存じます。

次、最後に議題3のその他ということですが、委員の皆様、何か御発言ありますでしょうか。

それでは、事務局はありますか。

【恩田監督課長】 特にございません。

【近藤安全課長】 目標の5%への変更については、もちろん5%以上ということであり、マックス、それ以上を目指すのですが、おおむね御了解いただけたと受け止めてよろしいでしょうか。

【柴田部会長】 そう思います。よろしいですかね。

【小野木委員】 それは一般の人に、僕が言うのは変ですけど、周知されたほうがいいんじゃないかと。労働局さんが数字で悩まれるのももちろんあるんですけど、やっぱり一般の人にも、あまり減っていないと。これではいかんと。やっぱり一番大事なことは個人が注意することなので、そういう方策、もしも一般が幅広く知れるような方策が、数字があるといいなというふうに思いました。

【柴田部会長】 5%というと5%までいいというふうになってしまうので、私も「5%以上」というふうにしたほうがいいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それから、ここで労働基準部長からの発言があるというふうに伺っております。

それでは、部長さん、よろしくお願ひいたします。

【岡田労働基準部長】 本日はどうも、短い時間でしたけれども、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、労働災害自体は当然ゼロとするというのが最大の目標でございます。それに向けて労働局で一人でも労働災害に遭われる方が少なくなりますよ

ういろんな対策を講じていくに当たり、お知恵を借りながら進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

【柴田部会長】 それでは、以上で議事が全部終わりましたので閉会ということになります。

来年3月の開催予定の愛知地方労働審議会において、この部会の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。以上で終わります。